

参考 奈良県における特定建築物に係る定期調査の報告時期(用途別)

台帳種別	用途	報告の時期	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
A	学校・学校に付属する体育館	平成27年から起算して3年ごと			○			○			○	
B	病院、診療所又は就寝用途の児童福祉施設等	昭和52年から起算して2年ごと		○		○		○		○		○
B	児童福祉施設等(就寝用途のものを除く)	昭和52年から起算して2年ごと		○		○		○		○		○
C	劇場、映画館、集会場等	毎年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
D	百貨店等(1000㎡未満)	平成22年から起算して2年ごと	○		○		○		○		○	
D	百貨店等(1000㎡以上)	毎年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
E	ホテル又は旅館(1000㎡未満)	平成22年から起算して2年ごと	○		○		○		○		○	
E	ホテル又は旅館(1000㎡以上)	毎年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
F	サービス付き高齢者向け住宅等	昭和63年から起算して3年ごと			○			○			○	
F	共同住宅等	昭和63年から起算して3年ごと			○			○			○	
G	博物館、美術館等	昭和61年から起算して3年ごと	○			○			○			○
H	事務所その他これに類するもの	昭和61年から起算して3年ごと	○			○			○			○

※平成31年度より、上記報告時期に基づき定期調査報告書の提出を求めます。
 ※新築又は改築に係る検査済証の交付を受けた場合は、その直後の報告時期を除きます。



令和8年度は、A、B、C、D(1000㎡以上)、E(1000㎡以上)、Fに該当する用途が報告対象です。